

福井県青少年愛護条例施行規則

- 制定 平成八年五月三十一日 規則第五十一号
 改正 平成十年六月二日 規則第三十九号
 平成十一年十二月二十八日 規則第九十五号
 平成十三年三月二十六日 規則第八号
 平成十四年三月八日 規則第十一号
 平成十五年五月三十日 規則第五十九号
 平成十七年三月四日 規則第七号
 平成十七年三月三十一日 規則第四十七号
 平成十八年三月二日 規則第九号
 平成二十年三月二十五日 規則第九号

第一条 この規則は、福井県青少年愛護条例(昭和三十九年福井県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第二条 条例第十條第三号の掲示の様式は、様式第一号によるものとする。

第三条 条例第十一條第二号第一号に規定する規則で定める写真または絵画および同項第二号に規定する規則で定める場面は、次の各号のいずれかに該当する写真もしくは絵画または場面とする。

- 一 陰部を被写体とし、または描写したものの(陰部を覆い、ぼかし、または塗りつぶしたものを含む。)
- 二 でん部または女性の胸部を誇張して被写体とし、または描写したものの
- 三 大たい部を開いた姿態、自慰の姿態、愛ぶの姿態、排せつの姿態または緊縛の姿態を被写体とし、または描写したものの
- 四 性交または性交を連想させる行為を被写体とし、または描写したものの
- 五 強かんその他のりよう辱行為を被写体とし、または描写したものの
- 六 性交に類する同性間の性行為または変態性欲に基づく性行為を被写体とし、または描写したものの

(有害図書等の区分陳列の方法)

第三条の二 条例第十二條第一項に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- 一 間仕切り等により仕切られ、かつ、その内部を外部から容易に見通すことができない措置がとられた場所に、有害図書等をまとめて陳列すること。
- 二 有害図書等以外のものを陳列する棚の外周から六十センチ

メートル以上離れた場所に設けられた棚に、有害図書等をまとめて陳列すること。

- 三 有害図書等を陳列しようとする棚の各棚板の前面と直交する鉛直面上に、当該棚板の前面から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下この号において同じ。)を設け、仕切り板と仕切り板との間に有害図書等をまとめて陳列すること。
- 四 有害図書等を、床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列すること。
- 五 有害図書等を、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により容易に閲覧することができない状態にしてまとめて陳列すること。

(有害図書等の陳列場所の掲示の様式)

第四条 条例第十二條第二項の掲示の様式は、様式第一号によるものとする。

(有害がん具刃物類として指定を受けたものとみなすがん具刃物類)

第五条 条例第十四條第二項に規定する規則で定める形状、構造または機能を有するがん具刃物類は、次の各号のいずれかに該当するがん具刃物類とする。

- 一 性器の形状をなし、またはこれに著しく類似するもの
- 二 性器を挿入し、または性器に挿入する構造をなすもの(電動式振動機を内蔵し、または装着することができるものに限る。)
- 三 全裸または半裸の人体(気体または液体で膨張させることにより人形となるものを含む。)

(自動販売機等の設置の届出)

第六条 条例第十五條第一項前段の規定による自動販売機等の設置の届出および同項後段の規定による自動販売機等の設置場所の変更の届出は、図書等(がん具刃物類)の自動販売機等設置場所(置場所変更)(届出書(様式第三号))に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 自動販売機等を設置しようとする者の住民票の写し(外国人にあつては外国人登録証明書の写し、法人にあつては法人の登記事項証明書、その他の団体にあつては代表者の住民票の写しとする。第九條第一項第三号を除き、以下同じ。)
- 二 自動販売機等を設置しようとする者が当該自動販売機等の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地もしくは建物の提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し

- 三 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- 2 条例第十五條第一項第六号の規則で定める事項は、自動販売機等の型式番号とする。
- 3 条例第十五條第二項の規定による届出事項の変更の届出は、図

書等(がん具刃物類)の自動販売機等設置変更届出書(様式第四号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 自動販売機等の設置の届出をした者(当該自動販売機等の設置場所の変更の届出をした者を含む。)(の住所または氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあつては代表者の住所または氏名。次条第二項第一号、第九條第三項第一号および第十條第三項第一号において同じ。)、第一項第一号に掲げる書類
- 二 自動販売機等の設置場所の提供者 第一項第二号に掲げる書類

(自動販売機等による販売または貸付けの届出)

第七条 条例第十六條第一項前段の規定による自動販売機等による図書等またはがん具刃物類の販売または貸付けの届出および同項後段の規定による自動販売機等の設置場所の変更の届出は、自動販売機等による図書等(がん具刃物類)の販売(貸付)(自動販売機等設置場所変更)届出書(様式第六号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 自動販売機等により図書等またはがん具刃物類の販売または貸付けをしようとする者の住民票の写し
- 二 条例第十七條第一項に規定する自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)(の就任承諾書
- 三 自動販売機等管理者の住民票の写し
- 四 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- 五 自動販売機等管理者が次条に規定する要件に該当することを確認する書類

2 条例第十六條第二項の規定による届出事項の変更の届出は、自動販売機等による図書等(がん具刃物類)の販売(貸付)変更届出書(様式第七号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 自動販売機等による図書等またはがん具刃物類の販売または貸付けの届出をした者(当該自動販売機等の設置場所の変更の届出をした者を含む。)(の住所または氏名 前項第一号に掲げる書類
- 二 自動販売機等管理者 前項第一号および第三号に掲げる書類
- 三 自動販売機等管理者の住所または氏名(法人にあつては主たる事務所もしくは営業所の所在地、名称または代表者の氏名、その他の団体にあつては代表者の住所または氏名(前項第三号

に掲げる書類

3 条例第十六条第二項の規定による自動販売機等による図書等またはがん具刃物類の販売または貸付けの廃止の届出は、自動販売機等による図書等(がん具刃物類)の販売(貸付)廃止届出書(様式第八号)により行うものとする。

(自動販売機等管理者の要件)

第七条の二 条例第十七条第二項第四号の規則で定める要件は、未成年者または成年被後見人もしくは被保佐人でないこととする。

(自動販売機等による販売等の届出済証の様式等)

第八条 条例第十八条第一項の届出済証の様式は、様式第九号によるものとする。

2 条例第十八条第二項の規定による申請は、届出済証再交付申請書(様式第十号)により行うものとする。

(テレホンクラブ等営業の届出)

第九条 削除

(利用カード販売業の届出)

第十条 条例第二十二條の二第一項の規定による利用カード販売業の届出は、利用カード販売業届出書(様式第十一号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 一 利用カード販売業を営もうとする者の住民票の写し
- 二 利用カード販売業を営もうとする者が利用カードの販売所または自動販売機の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地もしくは建物の提供者の承諾書または当該用地もしくは建物の提供に係る契約書の写し
- 三 青少年立入禁止場所に利用カードの自動販売機を設置するときは、当該自動販売機の設置箇所を明記した当該青少年立入禁止場所の平面図

2 条例第二十二條の二第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる営業所の名称および商品名
- 二 利用カード販売業を営もうとする者が利用カードの販売所または自動販売機の設置場所の用地または建物の所有者でないときは、当該用地または建物の提供者の住所および氏名ならびに電話番号
- 三 利用カードの自動販売機の設置台数
- 四 委託を受けて利用カード販売業を営もうとするときは、委託者の住所および氏名ならびに電話番号
- 3 条例第二十二條の二第二項の規定による届出事項の変更の届出は、利用カード販売業変更届出書(様式第十二号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 利用カード販売業の届出をした者の住所または氏名 第一

項第一号に掲げる書類

- 二 利用カードの販売所または自動販売機の設置場所の用地または建物の提供者第一項第二号に掲げる書類
- 三 利用カードの自動販売機の設置場所 第一項第三号に掲げる書類

4 条例第二十二條の二第二項の規定による利用カード販売業の廃止の届出は、利用カード販売業廃止届出書(様式第十三号)により行うものとする。

(青少年利用施設)

第十一条 削除

(自家広告物の基準)

第十二条 条例第二十四條第一項ただし書の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業所の建物に直接掲示するものであること。
- 二 一の営業所につき、表示面積の合計が五平方メートル以下のものであること。

(深夜営業の掲示の様式)

第十三条 条例第四十二條の二第二項の掲示の様式は、様式第十四号によるものとする。

(身分証明書の様式)

第十四条 条例第四十四條第三項の身分を示す証券の様式は、様式第十五号によるものとする。

(審議会の会長および副会長)

第十五条 条例第四十六條の福井県青少年愛護審議会(以下「審議会」といふ。)に会長および副会長一人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第十六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決することによる。

(部会)

第十七条 審議会は、専門事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

(幹事)

第十八条 審議会に幹事若干人を置き、県の職員または関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、または委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(会長への委任)

第十九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

(テレホンクラブ等営業の届出に関する経過措置)

2 条例附則第四項の適用がある者についての条例第二十二條第一項の規定によるテレホンクラブ等営業の届出には、第九條各号に掲げる書類のほか、この規則の施行の日の前日においてテレホンクラブ等営業を行っていたことを証する書面を添付しなければならない。

(様式に関する経過措置)

3 この規則による改正前の様式に基づいて作成された有害興行の掲示、有害図書等の陳列場所の掲示、自動販売機の届出済証および立入調査員の身分を示す証券については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(市町村長に対する事務委任規則の一部改正)

4 市町村長に対する事務委任規則(昭和五十九年福井県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一の項第一号中、「第十条の二第一項」を、「第十五條第一項(条例第二十七條において準用する場合を含む。)(に、「図書等の自動販売機」を「自動販売機等」に改め、同項第二項中「第十条の二第二項」を、「第十五條第二項(条例第二十七條において準用する場合を含む。)(に改め、同項第三号中「第十条の三第一項」を、「第十六條第一項(条例第二十七條において準用する場合を含む。)(に、「自動販売機による図書等の販売」を「自動販売機等による販売または貸付け」に改め、同項第四号中「第十条の三第二項」を、「第十六條第二項(条例第二十七條において準用する場合を含む。)(に改め、同項第五号中「第十条の五」を、「第十八條(条例第二十七條において準用する場合を含む。)(に改め、同項に次の二号を加える。

6 条例第二十二條第一項の規定によるテレホンクラブ等営業の届出の受理に関する事務

7 条例第二十二條第二項の規定による届出事項の変更および廃止の届出の受理に関する事務

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年七月一日から施行する。

(利用カード販売業の届出に関する経過措置)

2 福井県青少年愛護条例の一部を改正する条例(平成十年福井県条例第八号)附則第三項の適用がある者が同条例による改正後の

条例第二十二の二第一項の規定による利用カード販売業の届出を行う場合には、この規則による改正後の福井県青少年愛護条例施行規則第十条第一項各号に掲げる書類のほか、この規則の施行の日の前日において利用カード販売業を営んでいたことを証する書類を添付して行わなければならない。

3 (市町村長に対する事務委任規則の一部改正)
市町村長に対する事務委任規則 昭和五十九年福井県規則第九号の一部を次のように改正する。

別表一の項第一号中「(条例第二十七条において準用する場合を含む。)」を削り、「設置」を「設置等」に改め、同項第二号中「(条例第二十七条において準用する場合を含む。)」を削り、「および」の下に「自動販売機等の設置の」を加え、同項第三号中「(条例第二十七条において準用する場合を含む。)」を削り、「貸付け」を「貸付け等」に改め、同項第四号中「(条例第二十七条において準用する場合を含む。)」を削り、「および」の下に「自動販売機等による販売または貸付けの」を加え、同項第五号中「(第十八条(条例第二十七条において準用する場合を含む。))」を「第十八条第一項または第二項」に、「および」を「または」に改め、同項第六号中「テレホンクラブ等営業」を「テレホンクラブ等営業等」に改め、同項第七号中「変更および」を「変更の届出および」テレホンクラブ等営業の」に改め、同項に次の二号を加える。

8 条例第二十二の二第一項の規定による利用カード販売業の届出の受理に関する事務

9 条例第二十二の二第二項の規定による届出事項の変更の届出および利用カード販売業の廃止の届出の受理に関する事務

この規則は、平成十二年三月一日から施行する。ただし、第十一条第一項の改正規定中第六号を削る部分は、公布の日から施行する。

附則
この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

附則
この規則は、平成十四年四月二日から施行する。

附則
この規則は、平成十五年六月一日から施行する。

1 (施行期日)
この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

2 (経過措置)
不動産登記法(平成十六年法律第一二三号。以下この項において「新不動産登記法」という。)附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有するとされる改正前の不動産登記法 明治三十二年法律第二十四号(第二十一条第一項の規定により交付された

登記簿の謄本または抄本については、新不動産登記法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。

3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第一二四号)第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第五十二条の規定による改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第二二五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本または抄本については、改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。

4 この規制による改正前のそれぞれの規制に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則
(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附則
(様式に関する経過措置)

2 改正前の児童福祉法施行細則、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、行旅病人、行旅死亡人およびその同伴者の救護ならびに取扱規則、福井県団体営土地改良事業補助金交付規則、福井県立自然公園条例施行規則、身体障害者福祉法施行細則、福井県税犯刑罰事件取締執行規則、災害救助法施行細則、福井県県税条例施行規則、知的障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、福井県屋外広告物条例施行規則、福井県訓練手当支給規則、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則、福井県消防賞しゆつ金および殉職者特別賞しゆつ金規則、福井県市町村振興資金貸付基金条例施行規則、土地改良法施行細則、福井県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則、福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則、福井県自然環境保全条例施行規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、生活保護法施行細則、福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例施行規則、福井県青少年愛護条例施行規則、福井県福祉のまちづくり条例施行規則、特定非営利活動促進法施行細則、福井県環境影響評価条例施行規則、介護保険法施行細則、福井県介護保険財政安定化基金条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、福井県土採取規制条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、および福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の規定に基づき安全安心センターの指定の手続および特定住宅団地等を定める規則に定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則
この規則は、平成二十年七月一日から施行する。